

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市十河土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平田池地区）を行うことについて令和2年10月23日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和2年11月10日から同月30日まで縦覧に供する。

令和2年10月30日

香川県知事 浜 田 恵 造